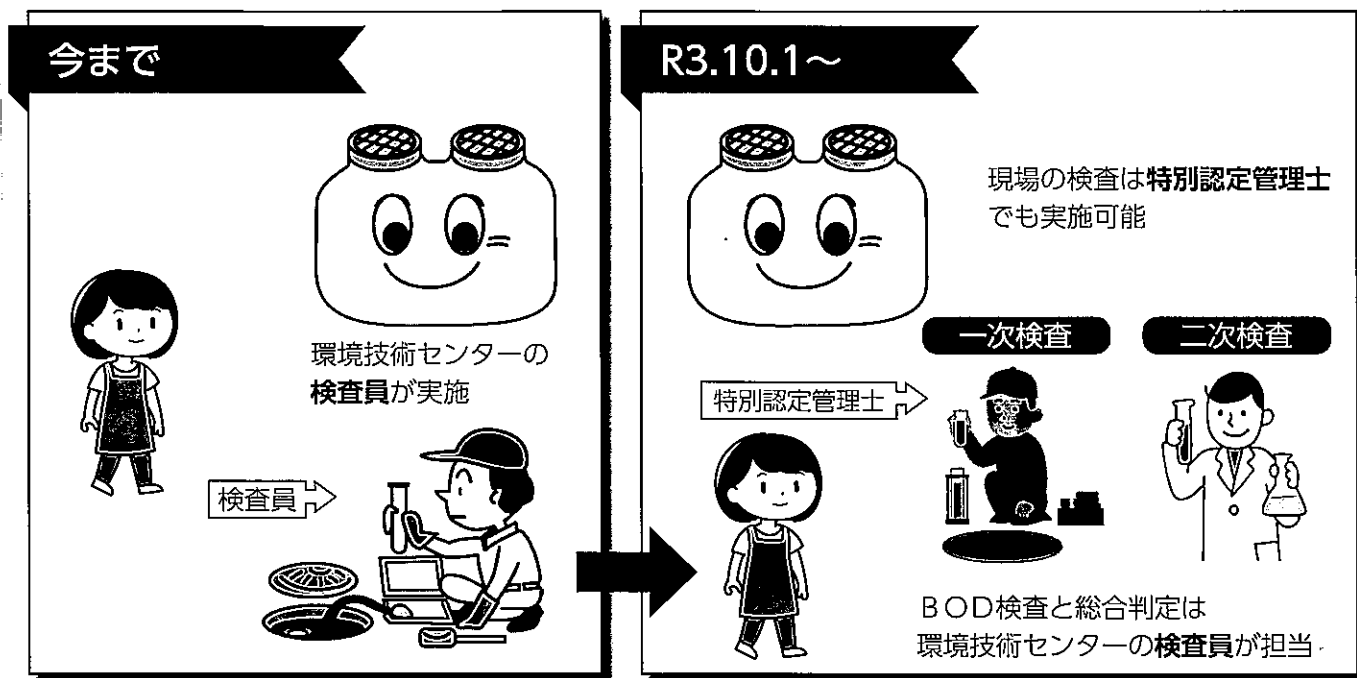


浄化槽ご使用のみなさまへ

10月1日より、浄化槽の法定検査の実施方法が追加されます。

特別認定管理士による浄化槽の法定検査がスタート

今まで、協議会において一括契約した合併浄化槽の法定検査は、検査機関の検査員が実施してきましたが、令和3年10月よりその一部を特別認定管理士による代行が可能となります。



10人槽以下の浄化槽が対象

特別認定管理士とは？

法定検査に関する特別な講習を受け、現場における法定検査の一部を委託された管理士で、具体的には次の3つの業務を担当します。

<担当業務>

- ①外観検査（9項目）
- ②BOD検査用試料の採水
- ③残留塩素・透視度等の水質測定（4項目）

※みなし浄化槽は、平成25年10月より先行導入しています。

現場検査を担当
特別認定管理士



この制度は、適正に管理されている浄化槽は保守点検契約をしている管理士に任せ、検査機関は、管理指導や改善が必要な浄化槽を担当することで、全体として地域の水環境保全を図ることを目的としています。